平成２９年（フ）第１７号
福島県相馬市中野字寺前174番地の３、前住所東京都渋谷区円山町２番16号　ハーベスト・ハウス円山305
破産者　齊藤　貴義
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２９年（フ）第２７号
福島県郡山市安積町荒井字火口内89番地の３、前住所福島県郡山市静町10番27号
破産者　羽田野伽奈
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第１７７５号
山口県下松市大字西豊井254番地　２Ｆ、開始決定時の住所横浜市鶴見区東寺尾中台12番26号　エスポア二本木205
破産者　吉田　哲也
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２７０号
横浜市港北区新吉田東８丁目11番18―404号
破産者　加藤　　進
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４４８号
横浜市瀬谷区瀬谷４丁目11番地９　エステートピア206、前住所静岡県伊東市桜木町１丁目６番７号
破産者　稲葉　達哉
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５８５号
横浜市青葉区藤が丘２丁目46番地23　パークハウスＢ―201
破産者　宮原　光代（旧姓松田）
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６１７号
神奈川県藤沢市大庭5600番地の５　サンライズ湘南202
破産者　岩田　飛翔
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８７号
新潟県南魚沼市六日町437―20　２階、開始決定時の住所新潟県南魚沼市六日町1478番地１　ダイアパレス六日町803号
破産者　太田由美子
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第３３２号
石川県河北郡津幡町字南中条ト186番地１、従前の住所金沢市泉本町４丁目132番地
破産者　中地　光雄
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６７号
岐阜県中津川市駒場1554番地の８　パールハイツオガタＣ―１
破産者　櫻井眞樹子
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第３６９号
静岡県沼津市東椎路1434―１、住民票上の住所静岡県沼津市足高294番地の40
破産者　梶原　悌督
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第３７３号
静岡県駿東郡長泉町本宿564番地　アーバンコートエンジェル203号
破産者　小野　友樹
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第４１号
兵庫県南あわじ市市十一ヶ所263番地３　ハジムコーポ堀川101号、開始決定時の住所兵庫県南あわじ市市善光寺25番地10　オーシャンパレス305号
破産者　門田　元気
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２９年（フ）第１８４号
愛媛県松山市平井町2169番地34　シャインヒルズ201号
破産者　北岡　美保
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２８号
佐賀県唐津市相知町佐里2752番地１
破産者　大霜　宏頼
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第４０８号
熊本県菊池郡大津町大字吹田1226番地６
破産者　室　　輝男
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１９号
熊本県荒尾市桜山町１丁目10番15号
破産者　松島　研三
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２９年（フ）第１２０号
大分市大字津守376番地の１（第１奈良勘ビル405）
破産者　奈良剛史郎
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係